

総合事業で利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス事業 ※利用者負担のめやすは1割の金額を掲載しています。

■訪問型サービス

① **総合事業訪問介護** ホームヘルパーが訪問します。掃除、洗濯、買い物、調理等の生活援助や、食事や入浴、排せつの介助等の身体介護を組み合わせご利用いただけます。

利用回数	対象者	利用者負担のめやす	生活援助	標準的なサービス
週1回程度の利用	事業対象者 要支援1・2	1回あたり(1月の利用回数は5回まで)	225円/回	293円/回
週2回程度の利用	事業対象者 要支援1・2	1回あたり(1月の利用回数は10回まで)	225円/回	293円/回
週2回を超える利用	事業対象者 要支援1・2	1月の利用日数は最大14回まで。ただし、利用上限金額は3,806円とする。	225円/回	293円/回 3,806円/月

② **訪問型サービスA** 生活支援サポーターが訪問します。掃除、洗濯、買い物、調理等の生活支援をご利用いただけます。

利用回数	対象者	利用者負担のめやす	生活支援
週1回程度の利用	事業対象者 要支援1・2	1回あたり(1月の利用回数は5回まで)	205円/回
週2回程度の利用	事業対象者 要支援1・2	1回あたり(1月の利用回数は10回まで)	205円/回

③ **訪問型サービスB** 日常のちょっとした困りごとに対する支援(掃除、買い物、通院支援等)を行います。

利用回数	対象者	利用者負担のめやす(1時間)
月4時間以内	事業対象者、要支援1・2等	300円(シルバー人材センターの場合)

■通所型サービス

④ **総合事業通所介護** 通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操やトレーニングなどを受けられます。

利用回数	対象者	利用者負担のめやす	
週1回程度の利用	事業対象者 要支援1	1回あたり(1月の利用回数は4回まで)	443円/回
		1月あたり(1月の利用回数が5回以上)	1,824円/月
週2回程度の利用	要支援2	1回あたり(1月の利用回数は8回まで)	454円/回
		1月あたり(1月の利用回数が9回以上)	3,672円/月

一般介護予防事業 ※65歳以上のすべての高齢者が利用できます。

●シニア向け運動教室

身体や脳、お口の健康を保ち、衰えを防ぐための運動教室を公民館等で開催します。

●介護予防教室

認知症予防や料理教室などの介護予防教室を、地域包括支援センターや医療機関、介護保険事業所が開催します。

●地域リハビリテーション活動支援事業

地域サロンのリーダーを対象とした、介護予防体操の講習会の開催や、地域サロン参加者への体力測定の実施など、効果的な介護予防活動のためのリハビリテーション専門職(理学療法士など)による支援を行います。

問合せ

三島市役所 長寿政策課

☎ 983-2759

令和6年4月作成

無断転載・複製禁止 ©(株)現代けんこう出版

いつまでも自分らしい生活を続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業 利用の手引き



介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の認定を受けた方
基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方(事業対象者※)等が対象

※要支援相当者

一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者が対象

介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を合わせて介護予防・日常生活支援総合事業(以下総合事業)と呼びます。

三島市

総合事業を利用して自分らしい生活を続けましょう

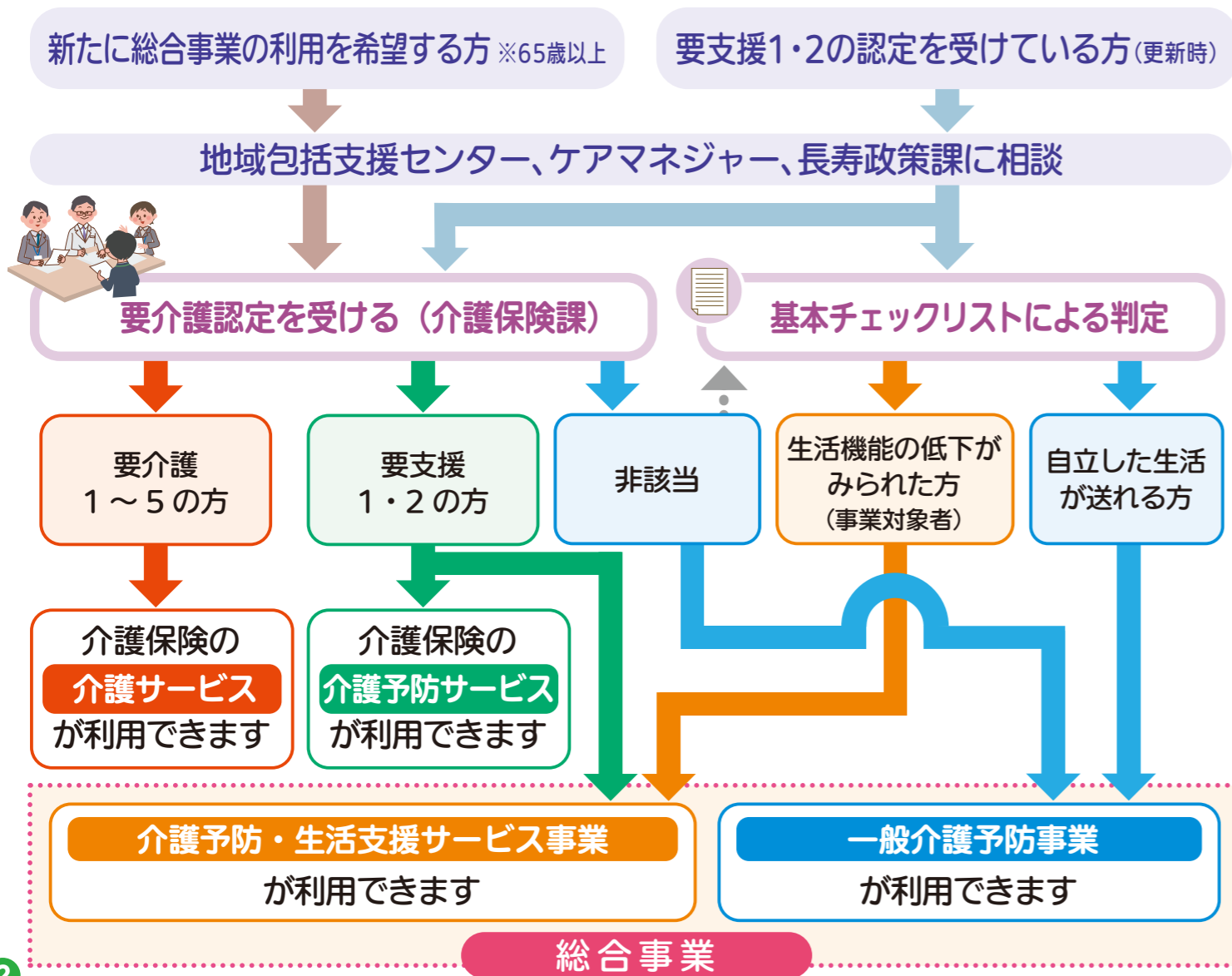
総合事業とは

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業のポイント

- 要支援1・2の認定や事業対象者の登録がなく、新たに**介護予防・生活支援サービス事業**の利用を希望する方は、要介護認定を受けていただきます。
- 要支援1・2の方は、**介護予防・生活支援サービス事業**と訪問看護、通所リハビリなどの**介護予防サービス**を利用できます。
- 要支援1・2の方が**介護予防・生活支援サービス事業**のみを利用する場合は、要介護認定を更新せずに基本チェックリストによる判定で事業対象者になることでサービス利用を継続できます。
- **一般介護予防事業**は65歳以上のすべての方が利用できます。

総合事業 利用の流れ



介護保険制度の全体像

介護サービス

(要介護 1～5)

介護予防サービス

(要支援 1・2)

【訪問看護、通所リハビリなど】

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

(要支援 1・2 及び事業対象者等)

【訪問型サービス、通所型サービス】

一般介護予防事業

(65歳以上の方)

基本チェックリストとは

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。要支援1・2の方が介護認定期間終了後も介護予防・生活支援サービス事業のみの利用を希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。(新たに介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する方は要介護認定を受けていただきます。)



基本チェックリスト(一部)

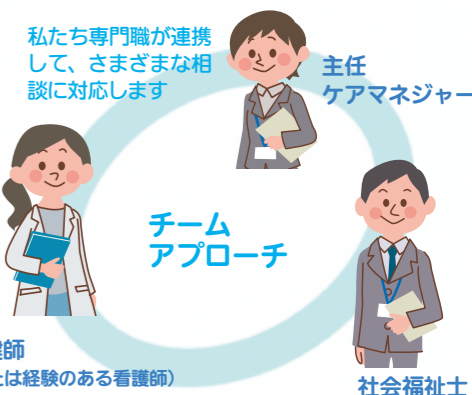
- バスや電車で1人で外出していますか？
- 転倒に対する不安は大きいですか？
- 週に1回以上は外出していますか？
- 今日が何月何日かわからない時がありますか？

地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう支援するための拠点です。

介護に関する悩みや心配ごとのほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行っています。



私たち専門職が連携して、さまざまな相談に対応します

主任 ケアマネジャー

チームアプローチ

保健師 (または経験のある看護師)

社会福祉士

地域包括支援センターが行っている主な支援

自立した生活ができるよう

介護予防をすすめます

要支援1・2と認定された方や、介護が必要となるおそれがある方への支援を行います(介護予防ケアプランの作成など)。

介護に関する悩みなどさまざまな相談に応じます

介護が必要な高齢者やその家族のために、介護に関する相談のほか、福祉や医療など、さまざまな相談を受け付けています。

高齢者のみなさんの権利を守ります

消費者被害などへの対応、成年後見制度の利用支援や、高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。

暮らしやすい地域づくりに取り組んでいます

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービス事業者や医療・行政機関のネットワークづくりを進めています。

また、主任ケアマネジャーが地域のケアマネジャーの支援・指導を行い、質の高いサービス提供に努めます。

三島市の地域包括支援センター

三島南地区(地域包括支援センター三島)…☎ 983-2689

三島北地区…☎ 976-0234

北上地区…☎ 989-6500

錦田地区…☎ 975-2424

中郷地区…☎ 984-3777